

＼お手元の保険証を確認しましょう／

12月は国民健康保険制度の適用適正化月間

1. 国民健康保険の届出を忘れずに

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入する 場合	他の市町村から転入したとき	マイナンバーカード・他の市町村からの転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき (扶養から外れたとき)	マイナンバーカード・健康保険をやめた証明書・印鑑 (資格喪失連絡票など)
	子どもが生まれたとき	マイナンバーカード・出生を証明するもの・印鑑
脱退する 場合	他の市町村に転出するとき	マイナンバーカード・国保の保険証・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	マイナンバーカード・国保と職場の保険証・印鑑
	加入者が亡くなったとき	マイナンバーカード・国保の保険証・印鑑
その他	町内で住所が変わったとき 世帯や氏名が変わったとき	マイナンバーカード・国保の保険証・印鑑
	保険証を失くしたとき	マイナンバーカード・身分を証明するもの・印鑑
	就学等のため転出する場合	マイナンバーカード・国保の保険証・在学証明書・印鑑

届出が遅れると、資格を得た月の分からの国保税が一度に課税されます。また、国保税と職場の社会保険等と二重払いしてしまうことになりますので、早めに届出をしましょう。

医療機関を受診するときは、加入している保険証の資格をよく確認しましょう。資格がない期間に保険証を使用すると、医療費を返していただく場合がありますのでご注意ください。

2. 社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険等の加入者がいる場合、現在、国民健康保険の方でも、被扶養者として認定されることがあります。扶養認定ができるかどうか、お勤め先に確認してください。

※扶養認定の要件は、健康保険組合により異なります。

【国民健康保険と社会保険の保険料の算定の違い】

- ・国民健康保険は被保険者が一人増えるごとに税額が増加します。
- ・社会保険は、扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。



▶ 問合せ 町民課国保年金係 ☎ 2113

ご確認ください 年末年始の業務

	12月28日 火	29日 水	30日 木	31日 金	1月1日 土	2日 日	3日 月	4日 火	5日 水
役場の業務 ☎ 2111	通常業務	日 直 (9時～17時)			お休み	日 直 (9時～17時)		通常業務	
可燃ごみの収集 町民課 ☎ 2113	収 集 (年内最終)	お 休 み					収 集	収 集 不 可	
循環バス「きらきら号」 まちづくり課 ☎ 2114	通常運行	運 休					通常運行		
ごみの直接搬入 伊地山クリーンセンター ☎ 2148	通常業務	通常業務 (16時まで)	お 休 み				通常業務		
資源物回収所 町民課 ☎ 2113	資源物の受入実施 (9時～17時)			お休み	資源物の受入実施 (9時～17時)				
し尿収集 香取清掃センター ☎ 6244	正午まで ※申込み 24日☎まで	お 休 み					通常業務		
火葬業務 北総斎場 ☎ 3166	通常業務			お 休 み		通常業務		友引休み	

▶ 役場へ緊急時の連絡先 総務課 ☎ 2111

▶ 破碎を要する枝木等を伊地山クリーンセンターへ搬入する場合は、12月20日☎16時までに搬入をお願いします。

▶ し尿取りを希望される方は、12月24日☎午後4時までに申込をして下さい。

▶ コンビニ等での住民票の写し、印鑑登録証明書の交付は12月29日☎～1月3日☎は休止となります。

